

更生保護制度の概要

※ 更生保護の機関（更生保護官署）

更生保護の機関には、①法務省に置かれている中央更生保護審査会（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、②高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている地方更生保護委員会（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び③地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている保護観察所がある。これらに、制度の企画立案などの事務を行う法務省保護局を含めた機関を総称して、更生保護官署という。

①中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、②地方更生保護委員会（以下、全ての配付資料で「地方委員会」という。）は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。③保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

※ 更生保護

更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会内において適切に処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とするものである。

※ 保護観察

保護観察とは、保護観察を受けている者（保護観察対象者）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の世界生活を営ませながら、国の責任において、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行うものである。保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する。

※ 仮釈放等

仮釈放等は、矯正施設に収容されている者を地方更生保護委員会の決定により収容期間満了前に仮に釈放して社会内で生活させ、その者の改善更生を図るものである。「仮釈放」「少年院からの仮退院」などの種類があり、仮釈放等が許され矯正施設から釈放された後、残った収容期間が満了するまでの間は、保護観察に付される。

※ 生活環境の調整

生活環境の調整とは、矯正施設被収容者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等審理の資料等とともに、受刑者等の円滑な社会復帰を目指すものをいう。

※ 恩赦

恩赦とは、行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を消滅させる行為であり、憲法第7条及び第73条に基づき、内閣が決定し、天皇が認証することとされている。恩赦には、政令により一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦とがあり、個別恩赦には、主として刑事政策的目的に基づいて日常的に行われる常時恩赦がある。

常時恩赦は、有罪の裁判が確定した特定の者に対して、個別に恩赦を相当とするか否かを中央更生保護審査会（法務省に設置／委員長及び4人の委員で構成）が審査し、相当と判断された者について、内閣が決定し、天皇の認証を受けて行われる。

各保護観察所の長は、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）に基づき、本人から出願があったときは必ず、中央更生保護審査会に意見を付して恩赦の上申をする必要がある（職権で上申することもできる。）。

典型的には、例えば、保護観察を終了した者について、改悛の情が顕著で健全な社会生活を営み続け、再び犯罪をするおそれがないと認められる上、被害者（及びその遺族）並びに社会の感情が融和していること（又は少なくともこれらの感情を刺激するおそれがないこと）、保護観察の終了から相当の期間が経過していることなどが認められた場合に、いわば保護観察の総仕上げとして、恩赦の手續が進められることがある。

なお、保護観察所長による中央更生保護審査会に対する常時恩赦の上申に先立って、保護観察所が行う被害者等の感情などの調査が行われている。

実際には、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の保護観察官が、文書で調査を受けるか否か等の意向を確認のうえ、被害者等のもとを訪問し、被害者等から、加害者の恩赦についての考えや気持ちを聴取する方法で、行われることが通例。

※ 受刑者 A をモデルにした受刑から保護観察終了までの実務的な流れ

受刑

1 身上調査

刑事施設は、刑の執行を開始するに当たり、A の身上関係事項（犯罪の動機や生活歴、心身の状況など）を調査する。その際、A が刑事施設から釈放された後に帰住を希望する場所（帰住予定地）も A から聴取する。

この調査の結果は、A の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対して、書面（身上調査書）によって通知される。

2 生活環境の調整

A の帰住予定地を管轄する保護観察所の長は、刑事施設から身上調査書を受領すると、生活環境の調整を開始する。

生活環境の調整が開始されると、①保護観察官は、生活環境の調整の計画を立案し、② A が刑事施設から釈放されるまで、定期的に、保護観察官又は保護司が帰住予定地に向いて引受人と面会することなどにより、家庭、近隣、交友関係、被害弁償、釈放後の生計の見込みなどの調査・調整を行う。また、③必要に応じ、保護観察官又は保護司が刑事施設に向いて A と直接面接をすること等により、A の将来の希望等の調査・調整等を行うこともある。

保護観察所の長は、これらの経過や結果等を定められた報告書にまとめ、定期的に、地方委員会及び刑事施設に送付する。

3 仮釈放審理

(1) 仮釈放審理の開始

地方委員会は、職権で、又は、刑事施設の長から仮釈放等を許すべき旨の申出を受けると、仮釈放を許すか否かに関する審理（仮釈放審理）を開始する。

※法定期間

法定期間とは、仮釈放を許されるまでに最低限経過すべき刑期の長さを指す。具体的には、有期刑については刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過していないと、仮釈放が許されることはない（刑法（明治40年法律第45号）第28条）。なお、法定期間を経過したからといって、必ず仮釈放が認められるわけではない。

(2) 仮釈放審理の方法等

仮釈放審理は、地方委員会の委員3人で構成する合議体によって行われる。

仮釈放審理において、合議体は、更生保護法第25条第1項の規定による調査を行う委員を指名し、この指名を受けた委員は、関係資料を精査し、また自ら矯正施設に赴いて A と面接して調査を行う。

合議体は、合議を開催し、この調査の結果等を踏まえ、仮釈放の許否と仮釈放等をする時期、A の（仮釈放中に守らなければならない約束事である）特別遵守事項等について審理し、これらの内容を決定する。

※仮釈放の許可基準

仮釈放の許可基準は、「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」（犯罪をした者

及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）第28条）とされている。

(3) 仮釈放を許す旨の決定

仮釈放審理の結果、合議体が、A について、仮釈放の許可基準に該当すると判断した場合は、仮釈放を許す旨の決定が行われる。その際には、仮釈放の日と A が帰住すべき住居が必ず示される。また、必要に応じ、A の特別遵守事項が示される。当該決定等の内容と、処遇上の参考事項は、A を収容している刑事施設の長や釈放後に保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に通知される。

仮釈放（＝保護観察開始）

1 初回面接

A は、刑事施設から仮に釈放された後、指定された日まで（通常は当日中）に、保護観察所に出頭する義務を負う。

保護観察官は、義務に応じた A に対し、初回面接を行う。

初回面接では、保護観察官が、保護観察の趣旨その他必要と認める事項を説示する。具体的には、保護観察の期間、遵守事項や生活行動指針の意義、転居及び旅行の手続（*1）、保護観察官や保護司との接触の方法や頻度等（*2）、遵守事項に違反した場合の措置（不良措置）（*3）等である。

*1 転居及び旅行の手続

全ての保護観察対象者が遵守すべき約束事である一般遵守事項により、保護観察対象者が住居を転じ、又は7日以上旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることとされている。その許可に当たっては、転居後の住居や旅行先の環境の調査が行われ、保護観察所の長がその者の改善更生が妨げられるおそれがないと認める場合に限り、転居又は旅行が許可される。

*2 保護観察官や保護司との接触の方法や頻度等

毎月、定められた頻度（月2回程度）で、担当保護司のもとなどを訪問させて、自らの生活状況を報告させたり、担当保護司が A のもとを訪問して、自らの生活状況を報告させたりして、行状を把握するなどしている。なお、事案や経過に応じて、保護観察官が A を保護観察所に呼び出したり、A のもとを訪問したりすることもある。

*3 不良措置

・仮釈放の取消し

仮釈放は、以下の場合において、取り消すことができる。

- ① 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- ② 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。
- ③ 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。
- ④ 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

・保護観察の停止

仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったと認められるときは、地方委員会の決定により、保護観察が停止される。

2 保護観察の実施計画の策定

保護観察官は、初回面接の結果や関係資料を踏まえ、保護観察の実施計画を立案し、当該計画に基づき、A の指導監督と補導援護を行う。また、A の帰住予定地の近隣に居住する保護司が担当保護司として指名され、保護観察官と協働して A の指導監督と補導援護を行うことが通例である。

※ 保護観察において、加害者が被害者に謝罪や被害弁償等を行うに当たり、保護観察官や保護司が被害者に接触する事例も存在する。ただし、これは、個々の事案の状況等に応じて行われてきたものであり、実施実績の統計資料はない。本検討会事務局が把握している例としては、加害者が一定額の被害弁償を定期的実施することを望んでいる一方、被害者遺族が加害者からの直接の弁償ではなく、“被害者遺族の顔なじみの保護司を介しての弁償であれば受領しなくはない”との意思を表明した事案において、保護観察所が当該被害弁償に関与したものが挙げられる。

3 専門的処遇プログラム

保護観察においては、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムが用意されている。

このプログラムには、平成31年4月現在、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムがあり、その受講については、改善更生のために特に必要と認められる範囲内において特別遵守事項に定められる。

4 しょく罪指導プログラム

被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件による保護観察対象者に対しては、必ず、しょく罪指導プログラムを活用した処遇を実施している。

本プログラムは、以下の4つの項目について指導するものである。

- ① 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させること。
- ② 被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させること。
- ③ 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させること。
- ④ 具体的なしょく罪計画を策定させること。

5 接触不良その他の遵守事項違反への対応

例えば、A が、正当な理由がなく、保護観察官又は保護司の、呼出し又は訪問に応じない場合は、一般遵守事項違反となる。

このような場合、①通常、保護観察官が当該保護観察対象者を呼び出して指導等を行う。しかしながら、これらの指導等をしても状況が改善しない場合は、例えば、② A に保護観察所に出頭を命じたり、③裁判官があらかじめ発する「引致状」という令状を執行して A の身柄を拘束したりし、保護観察官による調査を行う。そして、④当該調査の結果、遵守事項違反が明らかで、保護観察を継続すべき特別の事情がない場合には、A の仮釈放を取り消すよう、地方委員会に申し出る。

申出を受けた地方委員会は、当該調査の結果などを踏まえ、申出を相当と認める

ときに A の仮釈放を取り消す。

A の仮釈放が取り消されたときは、当初の仮釈放の期間と同じ期間を受刑することとなる。

保護観察の終了

仮釈放が取り消されることなく保護観察の期間が満了すると、A の保護観察は終了する。